

# ○安来市小中学校適正配置審議会条例

令和4年3月23日  
安来市条例第6号

(設置)

第1条 安来市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における教育の充実及び教育環境の整備を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、安来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、安来市小中学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の適正配置に関する重要事項及びその他教育政策について調査し、及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校の児童又は生徒の保護者を代表する者
- (2) 小中学校の校長
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募により選出した者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。